

第20回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年2月25日（火） 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 令和7年第19回総会議案書の訂正について

日程第 5 議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 9 議案第 6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第10 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第11 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 佐藤 桂

東部地区担当 幅 和弥 以上2名

5 欠席委員 農業委員

1番委員 新田 義修 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和7年2月25日（火） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第20回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては6番高橋敏彦委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第20回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年1月25日から令和7年2月25日までの分となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第19回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、令和7年第19回総会議案書の訂正につ

いてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があり、整理番号13番は、私9番駿河が該当いたします。

つきましては、整理番号13番を先に審議し、次に整理番号13番を除く全ての案件を審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、そのように審議することとします。
なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

議長

それでは、議案第1号のうち整理番号13番を審議いたします。
議事参与の制限がありますので、私9番駿河が退席します。議長を太田会長職務代理者と交代いたします。

(9番駿河委員退席)

(太田会長職務代理者議長席に移動)

議長

それでは議事を進行いたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任

議案第1号、令和7年第19回総会議案書の訂正についてのうち、始めに整理番号13番について補足説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。

令和7年1月24日に開催された第19回総会において議決いただきました内容に、やむを得ず訂正すべき内容が生じたことから、滝沢市農業委員会会議規則第22条第1項の規定に基づきまして議案書の訂正について総会での承認を求めものとなります。

訂正させていただく内容ですが、第19回総会の議案第4号において農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定にあたり、各地域の農地集積事業により農地中間管理機構と契約を行った後、それぞれ所有者あるいは耕作者側の事情等から議案書に記載されたように契約内容の変更が生じることとなったものです。

なお、このことに伴う他への影響については生じないものと見込まれます。

以上で補足説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号13番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号13番については原案のとおり承認されました。

9番駿河委員の入場を許可します。

(9番駿河委員入場)

議長

9番駿河委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代いたします。

(太田会長職務代理者8番議席に移動)

(駿河会長議長席に移動)

議長

それでは議事を進行いたします。

続きまして、議案第1号のうち整理番号13番を除く全ての案件について審議いたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

引き続き、議案第1号のうち整理番号13番を除く全ての案件について補足説明いたします。議案書は同じく4ページをご覧ください。

令和7年1月24日に開催された第19回総会において議決いただきました内容に、やむを得ず訂正すべき内容が生じたことから、滝沢市農業委員会会議規則第22条第1項の規定に基づきまして議案書の訂正について総会での承認を求めるものとなります。

訂正させていただく内容ですが、第19回総会の議案第4号において農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定にあたり、各地域の農地集積事業により農地中間管理機構と契約を行った後、それぞれ所有者あるいは耕作者側の事情等から議案書に記載されたように契約内容の変更が生じることとなったものです。

なお、このことに伴う他への影響については生じないものと見込まれます。

以上で補足説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号13番を除く全ての案件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号13番を除く全ての案件については原案のとおり承認されました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

大村主査 それでは議案第2号について補足説明いたします。議案書は6ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が自宅近くの農地を買い受ける案件です。

整理番号2番は、親族への贈与の案件です。譲受人は耕作農地がないことから新規就農の扱いになりますが、自家消費目的であることから事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当委員が確認し、エダマメやカボチャを作付する予定に必要な機械の所有状況や労働力等を含め就農に問題がないと判断されました。

以上、議案第2号の各案件については、議案書7ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、主濱学農業委員、佐藤桂推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第2号について、令和7年2月17日に主濱農業委員及び幅推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

始めに整理番号1の現地は、雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、農地として活用されていることを確認しました。

次に整理番号2番の現地は、同じく雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、以前は田として利用されていましたが、最近は適正に保全管理されていることを確認しました。

以上のことから、周囲の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水委員 整理番号1番の譲受人なのですが、この方は日本人なのでしょうか。また、外国の方も農地を取得することできるのかどうか、教えていただければと思います。

鈴木主任 外国籍の方になります。この方は日本における永住権を持っておられる方でして、我が国の制度では外国人が日本国内の農地を取得する際の条件としては永住権を持っている方であれば特段審議に関して問題はないということとなっております。

ただし、日本に今住んでいるものの住所は海外にあるという場合等は農地の取得に対しては制限が生じるということを確認しておりますが、今回の場合では問題ないものと考えられます。

議長 他に質疑ございませんか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は12ページから14ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、大釜駅から概ね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考

えられますが、農地転用目的の例外規定における農業用施設の整備に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、大釜駅から南東へ約450メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側は宅地、北側は水路及び道路を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

大村主査 それでは議案第4号について補足説明いたします。議案書は16ページから18ページまでをご覧ください。

案件は所有権移転が3件となっています。

整理番号1番は、経営規模拡大のため親族間で農地を売買する案件です。

整理番号2番及び3番は、高齢となった所有者が作業受委託を行っている耕作者に農地を売り渡す案件です。

以上、議案第4号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を主濱委員にお願いします。

主濱委員 3番の主濱です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

議案第4号の現地は、雪が積もっていたため航空写真等も参考にしたところ、農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があり、整理番号1番及び2番は、2番吉清水委員が該当いたします。

つきましては、整理番号1番及び2番を先に審議し、次に整理番号3番及び4番を審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

議長 暫時休憩します。

(9時55分休憩)

(10時02分再開)

議長

それでは会議を再開いたします。

始めに議案第5号のうち整理番号1番及び2番を審議いたします。議事参与の制限があります2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは議案第5号のうち整理番号1番及び2番について補足説明いたします。議案書は20ページ、21ページ及び24ページをご覧ください。

案件は所有権移転が1件と貸借権設定が1件となっております。

整理番号1番及び2番は、農地中間管理事業を活用して貸借している農地を農地中間管理機構の特例事業を活用して売買及び貸付を行うものです。所有者から機構へ所有権移転をした後、現在の耕作者に対して機構が3年間の一時貸付を行い、3年経過後に耕作者に対して売渡を行う予定となっております。

以上、議案第5号のうち整理番号1番及び2番については、経営面積、従事日数等農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件は、耕作者の変更は生じないため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号のうち整理番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち整理番号1番及び2番については原案のとおり決定いたしました。

2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長 2番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第5号のうち整理番号3番及び4番を審議いたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第5号のうち整理番号3番及び4番について補足説明いたします。議案書は22ページ、23ページ、25ページ及び26ページをご覧ください。

案件は貸借権設定が2件となっています。

整理番号3番は、耕作者を変更する案件です。これまで契約していた耕作者が亡くなられたことに伴い新たな担い手に設定するものです。

整理番号4番は、更新の案件です。

以上、議案第5号のうち整理番号3番及び4番については、経営面積、従事日数等農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は、それぞれ再配分及び更新の案件であるため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号のうち整理番号3番及び4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち整理番号3番及び4番については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

補足説明いたします。案件は1件です。議案書は28ページ及び29ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第6号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、鶉飼小学校から南西へ約450メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は水路及び道路を挟み宅地、南側及び北側は道路及び水路を挟み農地になっており、現地は農耕馬を飼育するための馬小屋及びパドックとして利用されている様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

太田委員 こういった案件は度々出てくるのですが、その際に農地法の制度を知らなかったとはいえ自分自身で建物等を整備したという時には、いわゆる始末書的なものは取っているのかどうかを確認したいです。

細川主任主査 お答えいたします。理由書や事由書あるいは始末書等と言われるものにつきましては、違反転用や許可を得ないまま農地転用をした場合の追認許可申請の事案等と同様に原因、理由の説明を求めるとともに農地法制度に対する認識を改めて今後遵守していただくためにも原則徴することとしております。また、今回も提出がなされているところでは、

始末書等に記載された内容につきましては要約のうえ議案書にある現地確認書に記載をしておりますけれども、よりその詳細が記載され、今後の法令順守を約束する旨記されたものが別にあるということとなります。なお、基本的に原因となった行為をした本人、つまり原因者本人が適用外証明の願出をする場合には必ず始末書等を徴することとしておりますが、一方で相続や所有権移転等がその間にされる等して、願出人自身が原因者ではない等という場合につきましては、その内容に応じてはそこまで求めないとする場合もございます。

今回に関しては、願出人自身が違反転用等の行為をしたものであ

り、本人により願出がされているものですので、原因者自身の例として所定のとおり始末書を徴しているという状況でございます。

議長 他に質疑ございませんか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書30ページからのおりとなっておりますので、ご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第20回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年2月25日(火) 午前10時10分

議 長 _____

会議録署名人 6 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和7年2月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一